

口座を開設される場合などのお取引の確認事項の追加について

平素は、神戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

最近、ヤミ金業者などが預金口座を利用して違法な取り立てを行ったりするなど預金口座を悪用した悪質な犯罪が横行しております。

そのため、神戸信用金庫では、マネー・ローンダリング防止などを目的として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などに基づき、新たに口座を開設される場合などに、本人確認書類により、ご本人さまであることを確認しております。

このたび同法の改正により、2013年4月1日から、これまでに確認しておりました「お名前、ご住所、生年月日」に加え、「お取引を行う目的」、「ご職業」などの確認も必要となります。

4月1日以降、お取引時に上記内容を確認することができない場合は、各種お取引のご請求をお断りすることがございます。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 変更日

2013年4月1日(月)

2. お取引時の確認事項

お客さま	確認事項
個人・個人事業者 ※1	お名前、ご住所、生年月日、お取引を行う目的、ご職業
法人 人格なき社団・財団 任意団体 ※2	名称、所在地、来店される方のお名前、ご住所、生年月日 お取引を行う目的、事業の内容 ※3 実質的支配者の有無・お名前、ご住所、生年月日（法人のみ）

※1. 代理人が来店される場合には、代理人の「お名前、ご住所、生年月日」とあわせて、代理権限の確認が可能な書類等のご提示をお願いします。

※2. 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類（上記）以外の書類のご提示をお願いすることがあります。

※3. 登記事項証明書をお持ちになる場合、確認事項は複数ありますが、1通のみで結構です。

3. 対象となるお取引の例

- ・預金の新規預け入れや振替口座の開設など
- ・200万円を超える大口の現金取引など
- ・10万円を超える送金や株式配当金等の払渡しなど
- ・外国への送金、外国からの送金の受領など

4. 注意事項

- ① ご提示いただいた証明書類はコピーを取らせていただくか、お名前、ご住所、生年月日などを書き写させていただきます。

※証明書類は原本をお持ちください。有効期限のある証明書類は、有効期限内のものに限ります。有効期限のないものは、発行後6か月以内のものをお持ちください。

- ② お取引の内容によっては、以前に確認を実施した場合でも、改めて確認が必要です。

【お客さまのお問い合わせ先】

神戸信用金庫の各営業店窓口におたずねください。